

広島県告示第五百七十九号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
条例等	条項	条例等	条項
広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）	第六十五条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二十四第一項第一号に掲げる場合に係るものに限る。）、第百十四条の五第一項及び第二項並びに第百二十条	広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）	第百条第一項、第百一条及び第百二十条
広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）	(略)	広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）	(略)
広島県道路占用規則（昭和二十八年広島県規則第八十一号）	第一条	広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）	第十条第一項
広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）	第二十一条第二項		
(略)	(略)		
広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）	(略)	広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）	(略)
広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）	第七条		
(略)	(略)		